

第538回 海務協議会

(1) 日時：平成28年5月11日（水）13：30～

(2) 場所：第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室

(3) 議題：

1. 「伊勢志摩サミット等の開催に伴うテロ対策」への協力依頼について(再依頼)
監視部：吾住 監視部次長
2. 「外国往来船内での訪船者に対する飲食物の提供（船上パーティー等の開催）」
について
監視部：石田 上席監視官
3. 「不服申立て制度」の見直しについて
監視部：石田 上席監視官
4. 不開港である「中の瀬」への入出港手続きについて
監視部：石田 上席監視官
5. 本協議会に関するアンケートの集計結果について
監視部：佐々木 統括監視官

(4) その他・質疑応答

開催予定日 平成28年 7月 13日（水） 開催予定

開催場所 第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室

当協会に関するご質問、議題等提起がございましたら、
お気軽に事務局宛にご連絡下さい。

公益財団法人 日本関税協会横浜支部

TEL 045-680-1757

FAX 045-680-1758

E-mail bra_yokohama@kanzei.or.jp

<http://www.yokohama-customs.go.jp> （横浜税関）

<http://www.kanzei.or.jp> （日本関税協会）

<http://www.kanzei.or.jp/yokohama/> （日本関税協会横浜支部）

平成 28 年 5 月 11 日

横 浜 税 関

1. 「伊勢志摩サミット等の開催に伴うテロ対策」への協力依頼について

平素から税関行政に対し深いご理解と多大なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本年 5 月 26～27 日に主要国首脳会議（サミット）が伊勢志摩で開催される他、当関所管内においては 5 月 15 日～17 日に科学技術相会合、5 月 20～21 日に財務相会合・中央銀行総裁会議の開催が予定されております。

過去における国際会議の開催に際しては、反グローバルリズムを掲げる過激な勢力等による暴動等の違法行為事案が発生しているほか、極左暴力集団・右翼によるテロ・ゲリラ事件の発生も懸念されております。

このような状況下、税関ではテロ関連物資の国内流入を阻止することを最重要課題の一つとして位置づけ、船舶・航空機取締り、貨物の検査強化を図り、関係取締機関と連携しながら、全力をあげて水際取締りに取り組んでおります。

つきましては、本対策の趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願いいたします。

密輸 110 番

フリーダイヤル シロイ クロイ
0120-461-961

メールアドレス E-mail : yokohama-mitsuyul10@customs.go.jp



テロ対策取締強化実施中

平素から税関行政に対し、深いご理解と多大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

税関は、「伊勢志摩サミット等の開催に伴う水際対策」実施にあたり、テロ行為等を未然に防止する目的として、取締の一層の強化を図ります。本サミット等の開催に際しましては、国際テロリスト等によるテロ行為、反グローバリズム団体等による暴動等の発生が懸念されています。

これらのテロ行為等を防ぐためには、皆様からの情報が重要です。皆様には、本取組みの趣旨をご理解いただき、不審人物及び貨物の異常な点、異常な行動を目撃された場合には、どんな些細なことでも結構ですので、最寄りの税関官署又は下記の「密輸ダイヤル」までご連絡をお願いいたします。

港でこんなことに出会ったら税関にお知らせください。

- 埠頭のゲートやフェンス付近を何度も往來する人物・車両を見かけたとき
- レンタカーや普段見かけない他府県ナンバーの車両を見かけたとき
- 不審な漂流物・漂着物を発見したとき
- 外国貿易船の接岸している岸壁付近で不審物を見つけたとき
- 周囲を警戒していたり、落ち着きのない乗組員・訪船者を見かけたとき
- 乗組員・訪船者の身辺に異常なふくらみがあったり、寒くもないのに厚着をしていたとき
- 手荷物を持って外国貿易船を降りている人物を見かけたとき



けん銃・麻薬等の密輸に関する情報提供のご協力を!

密輸ダイヤル (24時間受付)

QRコード

0120-461-961
シロイ クロイ



横浜税関ホームページ <http://www.customs.go.jp/yokohama/>

密輸ダイヤルカードをご活用願います。

テロ警戒中

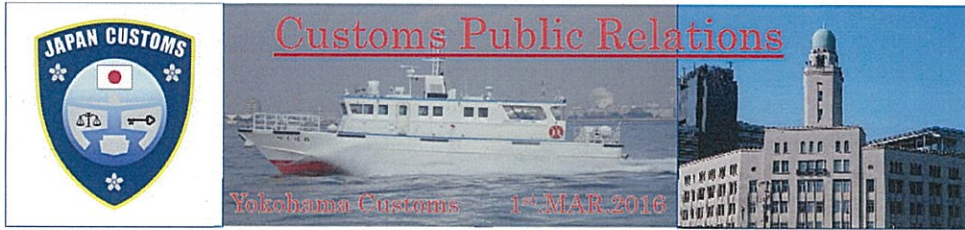


税関

密輸ダイヤル 24h
▶ 0120-461-961

税関HP <http://www.customs.go.jp/>





Anti-terrorism Campaign Is Underway

On the holding of iseshima-summit, Japan Customs are trying even more to strengthen the surveillance to prevent terrorism-related actions on border measures.

It is concerned that terrorism-related actions by international terrorists, or disturbances by anti-globalism organizations would happen.

In order to avoid these above, we Customs are enhancing the surveillance by in-board patrol. We appreciate your cooperation. We would like you to understand the aim of this policy, and transfer your information to us, however little it may be, by using 'Smuggling Hotline' written below, or through ship's agents, when witnessing any suspicious people, cargos, and behavior.



けん銃・麻薬の密輸防止にご協力を！

密輸ダイヤル：0120-461-961

ワンダイヤル シロイ グローブ


0120 461 961

けん銃・麻薬等の密輸に関する情報提供のご協力を！

Smuggling-Hotline(24 hour a day)

0120-461-961

QRコード



横浜税関ホームページ <http://www.customs.go.jp/yokohama/>

CUSTOMS CONTROL



Fight against Terrorism

Importation of terrorism-related goods is prohibited by Customs Law.



Japan Customs

Web Site <http://www.customs.go.jp/english/index.htm>



2. 「外国往来船内での訪船者に対する飲食物の提供（船上パーティー等の開催）」について

外国往来船（外国貿易船や客船等の特殊船舶）内において招待した訪船者を飲食物の提供（船上パーティー等の開催）を行う場合、当該本船に積込まれている船用品（飲食物）を提供することはできません。

船内で飲食物を提供する場合は持込申告を提出してから国内流通品（課税品）を積込んで使用して下さい。

<根拠>

● 関税法第2条第1項9号（定義）

「船用品」とは、燃料、飲食物その他の消耗品及び帆布、綱、じょうろその他これらに類する貨物で、船舶において使用するものをいう

● 関税法基本通達 2-11（船用品に関する用語の意義）

(1) 「その他の消耗品」とは、潤滑油、ペイント、エナメル、医薬品、事務用消耗品等船舶の航行中にその船舶用として消費し、又はその船舶の旅客若しくは乗組員が消費するものをいう

● 関税法第2条第3項（輸入とみなす場合）

外国貨物が輸入される前に本邦において使用され、又は消費される場合（政令で定める場合を除く）には、その使用し、又は消費する者がその使用又は消費の時に当該貨物を輸入するものとみなす

● 関税法施行令第1条の2（使用又は消費を輸入とみなさない場合）

法第2条第3項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 本邦と外国との間を往来する船舶に積まれているに積まれている外国貨物である船用品（外貨船用品）を当該船舶においてその本来の用途に従って使用し、又は消費する場合

● 関税法基本通達 25-8（特殊船舶等の残存船用品等の取扱い）

出港の際特殊船舶と認定し、外貨船用品又は内国消費税免税船用品（内貨免税品）を積込んだ船舶が外国に寄港することなく帰港したときは、原則として消費したものを含めてその全量について徴税する

以上の規定を総合すると、「船用品（である飲食物）」は、旅客及び乗組員が使用（消費）することを条件に、関税法第23条（船用品又は機用品の積み込み等）に基づき積み込みが認められている。さらに、基本通達 25-8の規定を見ると、外貨船用品及び内国消費税免税船用品の積み込みは、外国の港に寄港することを条件に積み込み及び使用（消費）が認められていると解釈できる。

以上のことから、外国往来に関与しない訪船者が、船用品を使用（消費）することは原則的に認められない。

なお、「外貨船用品」について、関税法施行令第1条の2の規定には「本来の用途に従って使用（消費）する場合には輸入とみなさない＝本来の用途以外の場合には輸入とみなす」旨規定されているが、「本来の用途」とは「船用品」としての用途、つまり関税法第2条等に規定されているように「旅客及び乗組員が使用（消費）すること」と解釈できるため、訪船者が使用（消費）する場合には、輸入手続き（関税及び内国消費税を徴収）を要することになる。

また、「内貨免税品」についても前記「外貨船用品」と同様の考え方であり、船用品としての本来の用途に使用（消費）しない場合には、租税特別措置法等に基づき、内国消費税を徴収することになる。

船舶代理店が船上パーティー等の開催に係る情報を入手した場合には、その内容（参加者数や飲食物の提供方法等）をご確認のうえ、手続きについて不明な点があれば税関までご相談ください。

注）船上パーティー等の開催自体を否定するものではありません（必要な手続きをとったうえで実施していただくことについては問題ありません）。

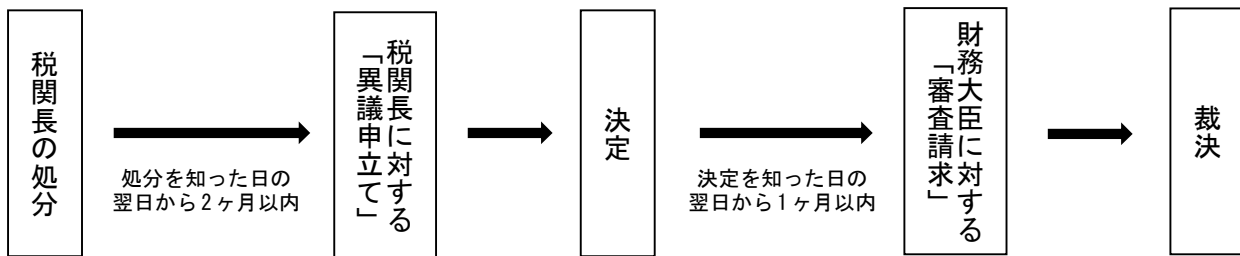
3. 「不服申立て制度」の見直しについて

(1) 概要

- ✓ 行政庁の行う違法又は不当な処分に対し救済を図るための「不服申立て制度」について、「行政不服審査法」制定以来 52 年ぶりの抜本的な見直し
- ✓ 「利便性の向上」として、不服申立ての期間を「2 ヶ月」から「3 ヶ月」に延長
- ✓ 審査請求の前置として位置づけられていた「異議申立て」は廃止し、審査請求の前段階として「再調査の請求」を導入
- ✓ 「再調査の請求」ができる処分について不服のある者は、「審査請求」又は「再調査の請求」のいずれかを選択することが可能

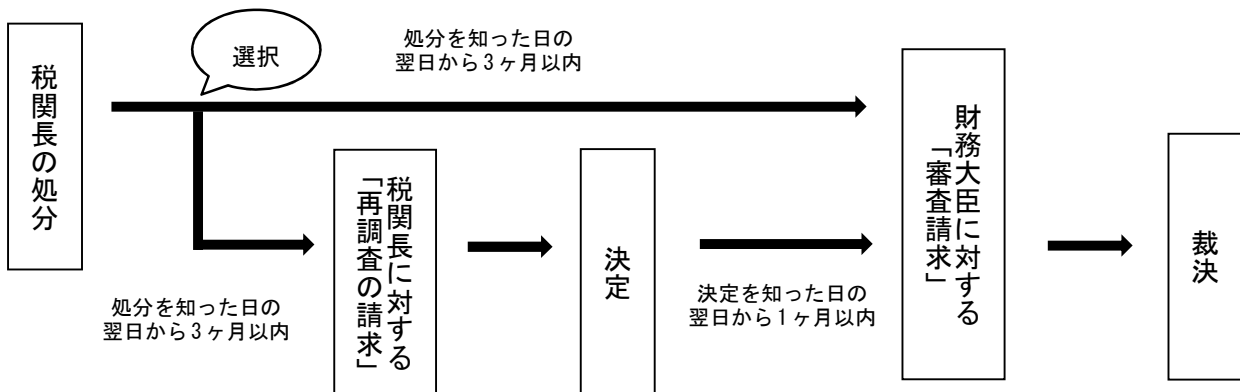
(2) フロー図

<現行>



※ 「税関長に対する異議申立て」を経なければ「財務大臣に対する審査請求」はできない

<改正後>



※ 「税関長に対する異議申立て」又は「財務大臣に対する審査請求」の選択が可能

(3) 「税関長に対する『再調査の請求』」に係る根拠規定

関税法第 89 条（再調査の請求）※改正後

この法律又は他の関税に関する法律の規定による税関長の処分に不服がある者は、再調査の請求をすることができる。

2 この法律又は他の関税に関する法律の規定による税関長の処分は、前項の規定の適用に関しては、当該職員の属する税関の税関長がした処分とみなす。

4. 不開港である「中の瀬」への入出港手続きについて

(1) 「中の瀬」とは

- ✓ 東京湾内にある右図（中央部）の場所
- ✓ 隣接する京浜港横浜区（横浜港）、同川崎区（川崎港）、横須賀港、木更津港いずれの開港の港域にも含まれていないことから、「不開港」という扱いになる（中の瀬に入港（錨泊）する場合は、不開港に係る税関手続きを要する）
- ✓ 横浜税関本関管轄
- ✓ 国連 LOCODE : JPNXX



(2) 「不開港出入手続き」に係る根拠規定

	原則	例外
法第 20 条第 1 項	外国貿易船の船長は、税関長の許可を受けた場合を除くほか、当該外国貿易船を不開港に出入させてはならない。ただし、遭難その他やむを得ない事故がある場合は、この限りではない。	外国貿易船の船長は、税関長の許可を受けた場合を除くほか、当該外国貿易船を不開港に出入させてはならない。ただし、遭難その他やむを得ない事故がある場合は、この限りではない。
法第 20 条第 2 項		外国貿易船が前項ただし書きの事故により不開港に入港したときは、船長は直ちにその事由付してその旨を税関職員に届け出なければならない。
法第 100 条第 1 項	次の各号に掲げる許可を受ける者は、当該各号に定める事項を基準として、政令で定める額の手数料を税関に納付しなければならない。 1 第 20 条第 1 項の許可…外国貿易船の純トン数	
手数料令第 1 条	関税法第 20 条第 1 項に規定する許可を受ける者が納付すべき手数料の額は、不開港への出入 1 回につき、外国貿易船にあっては、その純トン数 1 トンまでごとに 36 円とする。	
関基 20-1	法第 20 条第 1 項に規定する不開港出入の許可は、原則として外国貿易船が開港を経由して不開港に出入する場合に限り行うものとする。	
関基 20-5		法第 20 条第 1 項ただし書にいう「その他やむを得ない事故がある場合」とは例えば、次に掲げる場合をいう。 (1)天候の悪化により避難することが必要となった場合又は船舶の火災、機関の故障等により航行を続けることが困難になった場合 (中略) (8)入港しようとする開港のけい留場所が満船のため不開港においてバース待ちをする必要がある場合若しくは積荷の準備等の都合により入港しようとする開港に近接する不開港においてバース待ちをする必要がある場合又は曳船待ちをする必要がある場合

中の瀬への入港が「開港のけい留場所が満船のため中の瀬においてバース待ちをする必要がある場合」と認められる場合には表の「例外」の規定が適用され、中の瀬への入港後、直ちに入港届等を提出する必要がある（手数料の納付は不要）。

なお、関基 20-5 に規定する「その他やむを得ない事故がある場合の例示」に該当しない場合や、同通達本文の「不開港に在港中に、それぞれに掲げる場合の事情に照らして当然に必要とされる貨物、船用品、携帯品以外の積卸しをすることとなったとき」に該当する場合には、法 20 条第 1 項に基づく「不開港出入許可手続き」が必要となる（手数料の納付を要する）。

(3) 具体的な手続きについて

別紙参照（平成 25 年 11 月 13 日第 523 回海務協議会にて周知済み）。

(4) 「再入港」に係る手続きについて

① 事例

横浜港に入港し、その後横浜港を一時出港し中の瀬においてバース待ち（理由は関基 20-5(8)に該当）した後に、横浜港へ再入港する場合

② 根拠規定

<とん税法第 7 条（非課税）>

外国貿易船が開港に入港した場合において、次に掲げる場合に該当し、又はこれ準ずるやむを得ない理由があるときは、とん税を課さない。

1 海難その他航行上の支障が生じたことにより入港する場合

<とん税法等基本通達 7-4（「これに準ずるやむを得ない理由」の範囲）>

法第 7 条に規定する「これに準ずるやむを得ない理由があるとき」とは次の各号に掲げる場合をいう。

(1) 暴風雨、濃霧等の災害が予想される場合において、これを回避するためのみの目的で一時入港したとき

（中略）

(18) 開港に入港した外国貿易船が当該開港を積荷の準備等の都合によりやむを得なく一時出港し、関税法基本通達 20-5(8)に規定する場合に該当して当該開港に近接する不開港に入港した後、当該開港に再入港する場合

①の事例において、前記規定に基づき再入港の際のとん税等が「非課税」となる。

4. バース待ちのため中の瀬（不開港）に入出する場合の税関手続きについて（変更）

平成24年7月11日開催の本協議会にて、標題に係る手続きの変更（京浜港（横浜港・川崎港）、横須賀港及び千葉港に入港する外国貿易船が、その開港に入港する前若しくは入港した後においてバース待ちのため中の瀬（不開港）にて待機する場合には、願書により在港中又は航行中扱いを認めていたものを、入出港手続きを行うことに変更）についてお知らせし、これまでマニュアル（書面）又はFAX（後日原本を提出）による提出にて運用していたところですが、12月1日より、NACCSの「汎用申請（業務コード：HYS）」業務による届出も認めることとします。

下記の下線部が、汎用申請業務により届出可能なものとなります。

記

1. 開港に入港しようとする前に中の瀬においてバース待ちをする場合

(1) 不開港に入港する時

- ・「入港届」（やむを得ず不開港に入港する事由を記載したもの）
- ・「不開港場寄港特許通知書」（写） ※不開港の在港期間が5日以内で、当該特許が不要な場合を除く
- ・「乗組員氏名表」・「旅客氏名表」 ※不開港において乗降がある場合、その他税関から提出を求められた場合に提出

(2) 不開港を出港する時

- ・「出港届」

2. 開港に入港後、一時出港し、中の瀬においてバース待ちをする場合

(1) 開港を出港する時

- ・「出港届」

(2) 不開港に入港する時

- ・「入港届」（やむを得ず不開港に入港する事由を記載したもの）
- ・「不開港場寄港特許通知書」（写） ※不開港の在港期間が5日以内で、当該特許が不要な場合を除く
- ・「乗組員氏名表」・「旅客氏名表」 ※不開港において乗降がある場合、その他税関から提出を求められた場合に提出

(3) 不開港を出港する時

- ・「出港届」

(4) 開港へ再度入港する時

- ・「入港関係書類」
- ・「とん税非課税の事実を証明する「非課税理由の証明」

※改正後の「とん税法基本通達及び特別とん税法基本通達」7-4-（18）により、開港に再入港する場合のとん税は非課税となる。

3. その他

上記1. 及び2. における不開港の入出港届については、

- ・NACCSの汎用申請業務にて届出する場合には、横浜税関本関（「申請先税関官署」欄に「2A」と入力）宛てに申請
- ・マニュアル（書面）又はFAXで届出する場合には、これまで通り当該外国貿易船が入港しようとする「開港」を管轄する税関官署に提出（横浜税関本関への提出も可能）してください。

<補足>

- ・汎用申請業務における「入港届」提出時には、「申請手続種別コード」欄には「K01」と入力し、添付ファイルには「入出港届（税関様式：C第2000号）※「到着」欄をチェック」をご利用ください。
なお、「乗組員氏名表」「旅客氏名表」（不開港において乗降がある場合、その他税関から提出を求められた場合）及び「不開港場寄港特許通知書（写）」の提出につきましては、関係書類として本業務を行う際に併せて添付してください。
- ・「出港届」提出時についても、「申請手続種別コード」欄に「K01」と入力し、添付ファイルには「入出港届（税関様式：第2000号）※「出発」欄をチェック」をご利用ください。
- ・「とん税非課税理由証明申請」につきましては、「申請手続種別コード」欄には「K22」と入力し、添付ファイルには「非課税理由の証明（税関様式：S第1030号）」をご利用ください。
- ・本取扱い（マニュアル・システム関係なく）が適用されるのは、関税基本通達20-5（関税法第20条（不開港の出入）に規定する「その他やむを得ない事故がある場合」の例示等）にあるように、バース待ちの理由が「入港しようとする開港のけい留場所が満船若しくは積荷の準備等の都合による場合」に限られます（その他理由による不開港（中の瀬）でのバース待ちには適用されません。）。
よって、係留場所の状況を、当該本船が入港しようとする開港を管轄する税関官署に確認する場合があります。

5. 「本協議会に関するアンケート」の集計結果について

前回（3月）の協議会において「本協議会に関するアンケート」のお願いをさせていただいたところですが、**全会員店社 43 社のうち 31 社**という多くの皆様からご回答をいただくことができました。お忙しいところご協力いただきありがとうございました。

集計結果につきましては、以下のとおり取りまとめております。いただいたご意見を参考に、会員側の事務局である関税協会横浜支部様とも検討のうえ、今後の本協議会の更なる充実を図っていきたいと考えております（ご意見、ご要望としていただいた内容につきましては、出来るだけ議題に取り入れたいと考えております）。

引き続きご協力のほど、よろしくお願いいたします。

問 1：本協議会開催前・後の社内での対応について

①開催前（予定している議題の項目を幹事会社を通じて事前に連絡）

回答項目	票数等
関係者間で共有	25
ミーティング等の場で出席者予定者より周知（説明）	4
その他	事前周知は特に行っていない（3）

②開催後（配布資料を持ち帰り又はメール等で資料を受領）

回答項目	票数等
関係者間で資料を回覧	27
ミーティング等の場で出席者より周知（説明）	6
その他	回覧を中心として必要に応じミーティング（1）

問 2：開催回数について

回答項目	票数等
現行（年 6 回開催）が妥当	30
その他	適宜でよいと思う。以前に確認された議題が「未定」なのに協議会を開催されたのは民間企業では考えられないことである。重要な議題があるのならば何回も開催するべきだと思う（1）

問 3：議題の内容について

回答項目	票数等
非常に参考になる	14
参考になるものもある	17
あまり参考にならない	0
その他	0

問 3（別紙）：「平成 27 年海務協議会の議題」のうち、参考になったもの・ならなかったもの

開催日	議題名	参考になった	参考にならなかった
3/11	「京浜港横浜区における外国往来船と陸地との交通場所等を指定する公示」の変更について	14	0
11/11	NACCS 業務「とん税等納付申告（TPC）」業務における注意点について（再々周知）	13	0
1/15	外国貿易船に係る「とん税（特別とん税）の二重納付事例」について	12	0
11/11	「船舶乗組員の携帯品申告」について	12	0
5/13	「乗組員及び訪船者に係る非違事例」について	11	0

9/9	「不開港出入許可手数料」及び「とん税（特別とん税）」に係る特異事例について	10	0
9/9	税関庁舎停電に伴うNACCS利用不可について	5	0
1/15	出港前報告制度に係る「積荷情報の訂正等」について	4	0
9/9	「出港前報告制度における積荷情報の不適切報告事例（平成27年6月現在）」及び「出港前報告制度に係る最近の問い合わせ事例」について	4	0
11/11	「不正薬物・銃砲の密輸入の動向（「白い粉・黒い武器」レポート）」について	4	0
7/15	「少額合算（関税率表等の分類の特例扱い）」について（前回の質問事項）	3	0
3/11	「輸出免税物品購入記録票」の税関への提出について	2	0
7/15	「NACCS専用口座の廃止」について	2	0
7/15	「関税法改正後の指定薬物密輸事犯の摘発状況」について	2	0
3/11	「平成26年の横浜税関管内における密輸事犯」について	1	0
5/13	「薬物及び銃器取締強化期間」における協力及び情報提供のお願いについて	1	0
5/13	関税法等の一部改正について	1	0
11/11	「10月期薬物及び銃器取締強化期間（10/1～15）」への協力に対する御礼について	1	1
11/11	「出港前報告制度に関する主な質問及び回答（FAQ）」の更新について	1	2
1/15	「平成25事務年度の関税及び内国消費税脱税事件に係る犯則調査結果」について	0	0
5/13	「指定薬物」の「関税法第69条の11（輸入してはならない貨物）」への追加について	0	0
9/9	新造監視艇の船名募集について	0	2
11/11	「新造監視艇の船名発表」について	0	3
参考	「マイナンバー制度開始」に伴う税関への提出書類に関する注意喚起について（H28.1.14議題）	1	0

※ 「参考になった」への票数が多かったものを上から順に表示。

問4：その他、ご意見・ご要望等について

- ・ 差し障りのない範囲で非違事例等を教えてもらいたい。
- ・ 船陸交通や指定地外交通等、普段何気なく行っている申請等がなぜ必要であるかの理由や背景等を説明してもらえると、改めて認識を深めることにつながるため説明してもらいたい。
- ・ 税関業務についての講演を行ってほしい。
- ・ 海務協議会運営にあたり、現在の6グループに分かれている幹事制度の廃止。以前のような昼食代金の徴収がないので、幹事会社は必要ないと思う。
- ・ 申請業務等の注意点等について社内教育に役立っている、今後も続けてほしい。
- ・ 伊勢志摩サミット開催に伴う各船の航行実績（ボヤジメモ）の事前FAX（協力ベースでの）依頼についての説明。
- ・ 税関業務についての講演を行ってほしい（若手職員を是非参加させたい）。
- ・ 入出港手続き上でミスや誤りが多い事例等の説明を行ってほしい。
- ・ 不開港（中ノ瀬）入出港関連の説明を行ってほしい。
- ・ 具体的な例を取り上げた非違事例、特異事例などの説明は、日頃の業務において大変役に立つ。こういった情報は、同様の非違を防ぐうえでも有意義であるため、今後も年1、2度行ってほしい。
- ・ 「持込申告」と「船用品」の扱いとそれぞれの注意点（金額上限等）について説明してほしい。
- ・ 電子申請（NACCS）とマニュアル（窓口）の割合やとん税のマニュアル納付についての注意点等の説明を行ってほしい。
- ・ 横浜税関と東京税関の違い（例：NACCS業務「VPX」の入港通報（入港前統一申請番号の取扱い））。

※ 各回答について、一つの設問に対し複数の回答があったため、全回答社数（31）と合わないところがある。